



KULS ニュースレター No. 43

INDEX

● 平成 24 年度授業評価中間アンケートの結果について

● 平成 24 年度[後期]授業評価【中間】アンケート—民事訴訟法 B／「所感と対応」に寄せて—

● 平成 24 年度授業評価中間アンケートの結果について ●

鹿児島大学法科大学院では、学生による授業評価アンケートを実施して授業改善に活用しています。各科目の最終回に行うアンケートのほか、各授業が第7回ないし第8回まで進んだ時期に行う中間アンケートを実施しているのが特徴です。これは、学生の声を（翌年の授業だけでなく）現在進行中の授業の改善にも活かしていくための工夫です。授業評価アンケートの結果については、各教員がそれぞれ授業改善の材料とするだけでなく、教員によるFD懇談会で配布され、ビデオに収録した映像と併せて、授業改善の方向性を議論するための素材として活用しています。また、学生の評価が低い科目については、FD委員会や隣接分野の教員による検証が別途に行われます。

昨年11月下旬から12月上旬にかけて、学生のみなさんの協力によって、平成24年度後期の中間アンケートを実施しました。その結果のうち、数値による評価の部分を一覧にしたのが右の表です。中間値を3とする5段階評価（ただし、優劣を強調するため3は調査票の選択肢から外している）で、3.5に満たない評価については「要注意」として対策が必要だと考えられます。今回のアンケート結果は、総じてみれば、前期や前年

度の結果よりも数値が向上しており、3.5を下回る評価が減少しているといえます。

なお、講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目の各カテゴリによって講義の目標は段階的が異なるため、同一科目のすべての項目が同じ水準の評価となる必然性はありません。たとえば講義科目においては創造的思考や法的議論の項目は数値が低めになることが想定されます。総合問題演習科目では、法的知識の項目は数値が低めになることが想定されます。この観点から、FD懇談会では、総合問題演習科目でありながら「事実の分析・把握」の評価がやや低い科目があること、講義科目でありながら「法的思考力の涵養」の評価が低い科目があることについて、問題提起と議論がありました。

アンケート結果に対しては、各教員による「所感と対応」が作成されて、学生に開示されています。授業評価アンケートが学生と教員の対話の機会として有意義なものとなるために、学生のみなさんはぜひとも「所感と対応」に目を通してください。

（中島宏／FD委員長代理）

● 平成 24 年度[後期]授業評価【中間】アンケート —民事訴訟法 B／「所感と対応」に寄せて—●

はじめに

自分なりの創意工夫を凝らし、取り組んできたと自負する「仕事」に対し、他者からの評価を虚心坦懐に受け止めることは難しい。耳障りのよいことは兎も角、否定的な評価になればなるほど、それと真摯に向き合い、その中から有意な要素を抽出し、自らの「仕事」を総括したうえ、再構成する作業へと不断に昇華するという過程が理想だろう。巷間流行の「PDCA」サイクル（これについては、ニュースレター21号参照）に照らせば、

平成24年度後期[中間]授業評価アンケート 集計結果一覧

平成24年度後期(中間)授業評価アンケート(法律基本科目+新司法試験選択科目)

配当年次	履修者数	提出者数	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法書を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な知識を修得させるための工夫	【4】法的思考力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文書作成能力を涵養するための工夫	【1】～【8】平均	科目特性
1年次	5	5	4.6	3.8	4.2	4.2	4.2	4.0	3.6	3.4	4.0	必修
	5	5	4.4	3.2	4.2	3.4	3.2	3.6	2.8	2.8	3.5	必修
	5	5	4.6	4.2	4.4	4.4	4.4	3.8	4.2	3.4	4.2	必修
	6	4	4.5	4.5	4.8	4.5	4.8	4.0	4.5	3.8	4.4	必修
	6	6	4.3	4.2	4.5	4.5	4.3	4.0	4.3	3.8	4.3	必修
	6	6	4.7	4.3	4.3	4.5	4.3	4.0	4.3	3.0	4.2	必修
	6	6	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.3	4.7	4.5	4.6	必修
(1年次配当科目平均)			4.6	4.1	4.4	4.3	4.3	4.0	4.1	3.5	4.2	
2年次	8	7	4.1	3.9	3.9	3.9	4.1	4.1	4.1	4.3	4.1	必修
	5	4	4.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	4.0	選択
	8	6	4.0	3.5	3.5	4.3	4.0	3.5	4.3	4.5	4.0	必修
	5	5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.6	4.2	4.2	4.2	4.4	選択
	8	5	5.0	4.4	4.6	4.8	5.0	4.8	5.0	5.0	4.8	必修
	5	5	4.4	3.6	4.0	3.6	3.6	3.6	4.0	4.6	3.9	選択
(2年次配当科目平均)			4.4	4.0	4.1	4.2	4.2	4.0	4.3	4.4	4.2	
3年次	3	2	4.5	4.0	4.0	4.0	3.0	4.0	3.0	4.0	3.8	選択必修
	4	4	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.3	3.8	4.3	選択必修
	5	3	4.3	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7	4.7	4.7	4.5	選択必修
(3年次配当科目平均)			4.4	4.3	4.3	4.4	3.9	4.4	4.0	4.1	4.2	

Check（評価）を受けての、Act（改善）であり、これは授業設計者たる教員の側の責務である。

そして、Check 後の直近の時点で、Act（ただし、中間アンケートの場合は、開講時に設定した授業プランを大きく変更することはできないので、微調整にとどまるものと考えられる）に向けた骨太の方針をノウティスするのが、「所感と対応」の1つの役割だろう。その際、当然の前提として、Check 機能の信頼性が基盤であり、この点、回答者が一桁にとどまるアンケートの現状に鑑みると、数値化された情報は、ある種の空気感（あるいは、授業現場に醸成された雰囲気）に流されたものを示唆するにすぎないと“引いた”見方もできるかもしれない（そうはいつても、かような雰囲気を好転させる責はあると思われるが）。

ただ、Check に際して、回答者側の評価の相当性を確保する前提として、対象たる授業科目の意図／授業運営の方針などの理解に齟齬がなく、授業設計者の側と評価回答者の側とで、授業のあり様について意識を共有している必要がある。そうして初めて、ここ数年来のFD活動のスローガン、「授業と学修の協働改善」（これについては、ニュースレター9号、20号、35号参照）が可能となるのではないかと。そこで、既に「所感と対応」

の中で、適宜言及していることではあるが、この機会に民事訴訟法の授業に関して、その基本理念／授業設計者側の意図を明らかにしたい。

民事訴訟法科目のカリキュラム上の設計

民事訴訟法の名を冠した「民事訴訟法 A/B」、「民事訴訟法問題演習」の各科目は、それぞれ民事訴訟法の基礎理論教育の第1段階と第2段階を担うことを想定している。民事訴訟法 A/B は1年次の配当科目であるから、制度趣旨や基本概念、定義などの民事訴訟の基本的知識を正確に理解することを重視するとともに、基本的知識を用いて判例法理等の思考回路を理解することも重視する。民事訴訟法における主要な論点の議論をするための共通言語や思考過程の理解修得の訓練の場であり、これが基礎理論教育の第1段階に他ならない。

これを踏まえて、より応用的な論点を考察したり、あるいは起案などを通して、より具体的実践的に民事訴訟法の思考回路を構築整備するトレーニングを旨とするのが、基礎理論教育の第2段階を担う、2年次配当の民事訴訟法問題演習の目的といえる。たとえば、多数当事者訴訟の法理な

どが、この段階で学修する柱の1つなのは、その応用的性格ゆえである。

これら基礎理論教育の成果をベースに、「民事訴訟実務の基礎 A／B」といった実務系科目、ならびに「民事法総合問題演習 A／B」等の内容に包含される、民事訴訟に係る応用・発展・展開的学修と相俟って相乗効果的に、本学の民事訴訟法教育は仕上げの段階に到達し、実務家としてスタートし得るための必要条件的な土台が整えられるものとイメージする。民事訴訟法の複合的教育の段階である。

民事訴訟法 A／B の位置づけ

民事訴訟法教育の最終段階で到達すべきは、民事訴訟の領域において、法的な議論を展開する能力の涵養（アンケート項目【6】）、すなわち、提示された事案の問題点を適切に抽出したうえ、判例などの法理を援用しながら、論点に係る自己の考え方を整理し、そうして得られた結論を他者に分かりやすく説明でき、場合により、批判的な他者の見解を受容しつつ、これを説得でき得る論理を組み立てる能力の涵養と考える（その意味では、アンケート項目【5】や【7】の要素も背後に控えているものといえよう）。これは、基礎理論教育を踏まえて、次の教育段階、すなわち、民事実務系科目（民事訴訟実務の基礎 A／B）や民事



平成24年12月26日(水)13時より、鹿児島市立玉龍中学校のキャリア教育の一環として、鹿児島県弁護士会所属の若手弁護士と鹿児島大学の研究者教員が「司法制度」および「法曹という仕事」について、中学2年生を対象に講義を行いました。（写真は、講義を行う、本学出身の林宏嗣弁護士。）

法総合問題演習 A／B など、民事訴訟法の複合的教育段階の学修内容と相俟って相乗効果的に、涵養・獲得されるものだろう。

そして、かような民事訴訟の法的議論を展開する能力の前提として、民事訴訟法の主要な論点を把握し、判例や学説等の法理を理解してその援用可能性を考察し、そして一定の帰結を導くといった思考回路のトレーニングを研鑽している必要がある。この一連の作業が、法的思考能力／考える力の養成に他ならないが、かかる基本的かつ根幹的な部分を基礎理論教育の段階が担うものと認識し、最重視する教育目標となる。その中で、民事訴訟法 A／B が基礎理論教育の第1段階に割り当てられる。この授業で扱う領域は、訴え提起から審理を経て、判決そして上訴に至るプロセスだが、第1審の手續を中心に、その場面ごとの個別の重要論点を比較的丁寧に検討するような授業プランを意図する。電子シラバスに掲げられた「事例と設問」の検討考察を通して、基本的知識の理解修得（アンケート項目【3】）、基本的思考回路に習熟する能力の涵養（アンケート項目【4】）に到達することが目標である。

さて、「事例と設問」の方式による思考回路のトレーニングに際し、その検討考察においては、1回の授業で扱う問題や判例の数については、必要かつ十分なものに相当程度厳選している。予習の範囲も、これに応じて絞った形で告知するようにしている（授業までに多くの課題をこなすよりは、むしろ必要最小限の範囲の予習に効率化させ、基本を正確に刻印し、そして自分なりに考える作業の時間を取るとの趣旨）。そうして、授業の現場においては、「事例と設問」に沿った形で、受講生の予習を前提に、質疑応答を交えて進行する。設問の考察の前提となる基礎知識（制度趣旨や定義など）を確認する質問を端緒に（その際、該当条文やテキストの該当箇所を読ませることも厭わない）、設問に対する回答へと牽連していくよう質疑を積み上げていくことを意識したい（なお、かような思考回路のモデルは、電子シラバスの「論点と考えるヒント」に提示）。「論点と考えるヒント」は、「事例と設問」を検討考察する際、一定の結論に至る思考の過程の1つのモデルをヘッドライン的に示したものであって、これを参考にした形での予習を促し、授業では、質疑応答によって予習内容を検証しつつ、かような思考回路

民事訴訟法Bの所感と対応（一部抜粋）

授業アンケートに対する所感と対応 （法律基本科目及び司法試験選択科目）

	教員の重視度 ／科目特性	アンケート結果	所 感 と 対 応
【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.3	内訳は、選択肢5が2名、4が4名。授業設計の巧拙を除くとして、毎回の授業において受講生各位が一定の満足度／達成感を得るには、必要十分な予修に裏打ちされた授業現場の活性化が不可欠。受講生各位が能動的かつ積極的に授業に参加する姿勢を堅持することが求められるが、そのためには教員側の適切な働きかけが必要だろう。このアンケート項目は、かような授業現場での働きかけに関する指標として、重視。双方向の遣り取り、すなわち教員／受講生間の質疑応答において、一問一答的な遣り取りによる組み立てに終わる形ではなく、1回の授業での質疑応答の人的範囲を2～3名程度とし、1～2人に概ね1つの設問を割り当て、何が問われているか、考える筋道／論理の展開の解明、参照すべき判例法理の理解とその援用、設問への回答案の提示／結語を一貫して尋ねるように。が、十分な意識づけが奏効しているとはいえず、道程半ばといったところか。
【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	C	4.2	内訳は、選択肢5が1名、4が5名。受講生各位の“やる気”を醸成するための配慮を問うアンケート項目だが、基本的には、それ程積極的に重視するという姿勢ではない。ただ、従前は、かような配慮には全く無頓着に、必要十分と考えられる質と量を保証した授業を提供することのみを念頭に授業を運営していたが、法曹を目指すモチベーションの喚起の点とはかく、学修上の興味や学修意欲の喚起に関しては、その必要性を認識し、再考。民事訴訟法の学修に積極的・主体的に取り組む際の動機づけになるという観点から、新司法試験との牽連性を指摘する等、学修意欲や関心の啓発などに一定の配慮をするよう意識。
【3】基本的な法的知識の習得	A	4.5	本授業の設計上、最重視する項目の1つ。内訳は、選択肢5が3名、4が3名。過去の経験則上、アンケート調査において、この項目の評価は相対的に低く推移してきた傾向にあり、基本的な知識の修得に関して、その都度見直しを意識せざるを得なかった。そのため、前年度から改善の一環として、シラバスの“考えるヒント”に「○○とは？」といった表記をし、定義や制度趣旨等の確認を促し、授業の現場においても、定義や考え方の対立ポイントなどをテキスト／百選の解説部分に做って確認するようにし、あえてテキストや百選の該当部分を音読するようにした。受講生の視点から修得し、定着させることが必須の知識を明らかにする作業に配慮。加えて、設問事例の図解、論理展開の要旨や判例法理のまとめなど、板書の活用も。また、今年度から、シラバスの“考えるヒント”のヘッドラインにテキスト等の参考文献の該当箇所をピンポイントで記し、予修の便宜となるように配慮。その結果、本科目の受講生6名中、5名が重複する前期の「民事訴訟法A」の中間アンケートにおける本項目の評価（4.6）とほぼ同じ数値となった。同様の方法論を踏襲する形で継続したい。
【4】法的思考能力の涵養	A	4.5	本授業の設計上、最重視する項目の1つであり、アンケート項目【3】と同じ数値。内訳は、選択肢5が3名、4が3名。問題の解法に至る法的思考回路の形成のためには、正確な知識に裏打ちされていること（【3】）が必要不可欠であることを鑑みれば、本授業にあって、【3】の数値が相対的に高いことと相俟って、本項目の評価も正比例的に高くなったものだろう。ただ、アンケート項目【3】と同様に、受講生各位が、本授業が強く確定的に、この項目摘示の能力の涵養に資するとの受け止め方を必ずしもしている訳ではなく、どちらかといえば、そのように評価できるものと捉えているといえる選択肢4の回答が半数を占めているのが現状ともいえ、より高次の評価に繋がる改善の方向性を模索する必要も。今のところ、方法論としては、シラバス上に、“考えるヒント”という形で、設問に対する回答を導く1つの思考の展開の筋道が（キーワードをヘッドライン的に提示する様式で）示されており、これを参考に、判例法理の援用なども斟酌して、受講生各位が思考回路をトレーニングすることが求められる。また、今年度から、シラバスの“考えるヒント”のヘッドラインにテキスト等の参考文献の該当箇所をピンポイントで記し、予修の便宜となるように配慮。
【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養	B	4.3	内訳は、選択肢5が2名、4が4名。法条適用のための要件充足性を検討するに際し、必要不可欠な学修内容と思料。本授業にあっては、設問事例への判例法理の援用において、事実関係の異同を検討することがある。ただ、本授業で、この項目に配慮するのは、その限りにおいてであり、むしろ中心は、法条の要件を明らかにする作業、つまり要件の解釈に比重を置く。それゆえ、要件充足性の判断にかかる事実の検討・分析といったトレーニングは、民事訴訟法教育全体の役割分担として、「民事法総合問題演習」などの民事系学修の総仕上げの科目や、「民事訴訟実務の基礎」といった実務系科目の学修内容と相俟って、完結するものと考え。その意味で、基礎理論教育の第1段階を旨とする本授業においては、第一義となる基本判例／百選掲載判例の理解との関連性において、扱われる位置づけにとどまる。この項目の重視度がBたる所以である。

を検討議論することを通して、「考察する」作業を意識したい。

おわりに

民事訴訟法の学修内容は広汎である。物理的に限られた授業時間だけでは、到底網羅的に学ぶことはできない。授業はコアであり、厳選された必須の内容を扱う場である。そこでの学修が十全な基盤として形成されていれば、後は自学自修の過程を通じて、応用的・発展的な場面にも対応でき

公開された民事訴訟法Bの『所感と対応』（一部抜粋）
学生は、電子シラバス上にて閲覧することができる。

担当教員：齋藤 善人

科 目 名：民事訴訟法B

るよう練られたものでありたい。かような授業を創造するためには、第一義的には授業設計者側のPlan（計画）とDo（実行）が重要だが、一方、受講生各位の役割も看過できない。授業への取組み、日頃の学修姿勢など、Check にあたっては、相應の重責の一端を担っているとの責任感が求められよう。そうしてこそ、「授業と学修の協働改善」に繋がっていくだろう。

齋藤 善人（民事訴訟法）

（制作：鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター
編集：同センターコンポーザー 久木野大輔）